

「100周年記念特別商品」の販売開始について

特別定期預金「ともに100」
特別定期積金「これから100」

山梨信用金庫（理事長：山土井 浩一）は、本年11月16日（月）に創立100周年を迎えます。地域の皆さまに支えられ100周年を迎えられることに感謝を込めて、100年に1度の特別企画として2つの特別商品を4月1日（水）より販売開始しますので、お知らせいたします。

当金庫は、地域に根差した信用金庫として、これからも地域の皆さまとともに次の100年に向けて歩んでまいりますので、引き続きのご支援ご協力をお願いいたします。

**100周年特別定期預金
「ともに100」**

預入期間	1年 / 3年
預入金額	10万円以上
特別金利	1年 / 0.70% 3年 / 0.90%
職域契約先	1年 / 0.80% 3年 / 1.00%

募集総額200億円
 ※募集総額に達した時点で終了させていただきます。
 ※上記金利は税引前の金利です。お受取利息には税金がかかります。

**100周年特別定期積金
「これから100」**

掛込期間	3年（口座振替専用）
掛込金額	1万円以上 (1,000円単位)
特別金利	0.80%
職域契約先	1.00%

契約金額100億円
 ※予定額に達した時点で終了させていただきます。
 ※上記金利は税引前の金利です。お受取利息には税金がかかります。

※商品の詳細は、チラシをご覧ください。



ともに100年、これから100年

【本件に関するお問い合わせ先】
 山梨信用金庫 営業統括部
 TEL 055-225-0207

100周年記念特別商品

特別定期預金

ともに100

特別定期積金

これから100

山梨信用金庫創立100周年を
記念した特別企画

100周年特別定期預金 「ともに100」

預入期間 1年 / 3年

預入金額 10万円以上

特別金利
1年 / 0.70%
3年 / 0.90%

職域契約先
1年 / 0.80%
3年 / 1.00%

募集総額200億円
※募集総額に達した時点で終了させていただきます。
※上記金利は税引前の金利です。お受取利息には税金がかかります。

100周年特別定期積金 「これから100」

掛込期間 3年(口座振替専用)

掛込金額 1万円以上
(1,000円単位)

特別金利 0.80%

職域契約先 1.00%

契約金額100億円
※予定額に達した時点で終了させていただきます。
※上記金利は税引前の金利です。お受取利息には税金がかかります。

特別定期預金 **ともに100**

■商品案内 令和8年4月1日(水)~令和9年3月31日(水)

お預け入れ期間	・スーパー定期預金 1年・3年(自動継続扱い)	・大口定期預金 1年・3年(自動継続扱い)
お預入金額	・10万円以上 1,000万円未満(新規預入に限らせていただきます。)	・1,000万円以上(新規預入に限らせていただきます。)
募集総額	・200億円 ※募集総額に達した時点で終了させていただきます。	
払戻し	・満期日以後に一括して払戻しいたします。	
お 利 息	適用金利	・1年定期 0.70% ・3年定期 0.90% 職域先事業所・従業員の方 ・1年定期 0.80% ・3年定期 1.00% ・満期日以後の利率は継続日におけるスーパー定期預金・大口定期預金の店頭表示利率を適用いたします。
	利払方法	・個人(個人事業主を含む) 1年:単利 3年:複利 6カ月毎に単利計算により発生した利息を、次回計算する際の元本に加え利息を算出し、満期日以後に一括して支払います。 ・法人:単利 中間利払は預入日の1年毎の応当日に行われます。中間利払利率は約定金利に70%を乗じた利率(小数点第4位以下切捨て)とします。中間利息の取扱い方法は、口座振替とします。
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算により計算いたします。
税金	令和19年12月31日までに受け取るお利息については復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。法人のお客様については、地方税の特別徴収を行いませんので、国税15.315%のみとなります。	
付加できる特約事項	法令に定められた条件を満たせば、マル優のお取扱いができます。	
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。 スーパー定期扱い 1年定期 ・預入期間が6ヵ月未満の場合……………約定利率×30% ・預入期間が6ヵ月以上の場合……………約定利率×50% 3年定期 ・預入期間が6ヵ月未満の場合……………約定利率×30% ・預入期間が6ヵ月以上の場合……………約定利率×40% ・預入期間が1年以上の場合……………約定利率×50% ・預入期間が1年6ヶ月以上の場合……………約定利率×60% ・預入期間が2年以上の場合……………約定利率×70% ・預入期間が2年6ヶ月以上の場合……………約定利率×90%	満期日前に解約する場合は、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。 1年定期 ・預入期間が6ヵ月未満の場合……………約定利率×30% ・預入期間が6ヵ月以上の場合……………約定利率×50% 3年定期 ・預入期間が6ヵ月未満の場合……………約定利率×30% ・預入期間が6ヵ月以上の場合……………約定利率×40% ・預入期間が1年以上の場合……………約定利率×50% ・預入期間が2年以上の場合……………約定利率×60%
	金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
参考事項	・通帳式定期、総合口座でのお取扱い並びにATMによるお取扱いはできません。 ・元利自動継続のもので継続後の元金残高が1,000万円以上となる場合は、自動継続されません。 ・自動継続されない場合の預入期限以後の利息は、預入期限から解約日または書替日の前日までの日数について、解約日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。	・通帳式定期、総合口座でのお取扱い並びにATMによるお取扱いはできません。 ・自動継続されない場合の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替日の前日までの日数について、解約日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

特別定期積金 **これから100**

■商品案内 令和8年4月1日(水)~令和9年3月31日(水)

ご利用いただける方	個人(個人事業主含む)・法人
掛込期間	3年
掛込金額	1万円以上(1,000円単位) ※自動振替専用とし、集金扱いは不可とします。
取扱金額	契約金額100億円 ※予定額に達した時点で終了させていただきます。
掛込方法	同一取引店舗の本人名義口座振替のみとします。
適用金利	・記念定期積金特別金利 年0.80% ・職域契約先事業所および職域契約先従業員 年1.00%
証書	証書の発行はいたしません。 ※「100周年定期積金『これから100』お申込みのお知らせ」を交付します。
払戻方法	満期日以後に一括して給付契約金を指定口座に入金します。 ※原則として、指定口座は自動振替設定口座と同一とします。 (注1)満期日前日までに掛金の払込みが完了していた場合に限り、自動的に入金します。 (注2)注1のとおり掛金の払込みが完了していても払込みが遅延した場合には、掛金残高相当額および遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた利息相当額(税引後)について、指定口座に入金します。 (注3)満期日前日までにすべての掛金の払込みが完了していない場合は、窓口での払戻手続きが必要となります。
計算書	計算書の発行に代えて、自動解約した口座明細につきましては、DM「定期積金満期自動解約のお知らせ」が送付されます。
中途解約	中途解約を希望する場合は、窓口での払戻手続きが必要となります。

苦情処理措置・紛争解決措置

■苦情処理措置

本商品の苦情等は、当金庫営業日にお取引のある本支店または本部コンプライアンス室/お客様相談室(9時-17時、電話:0120-454-585)までお申し出ください。また、当金庫のほか全国しんさん相談所(9時-17時、電話:03-3517-5825)および関東地区しんさん相談所(9時-17時、電話:03-5524-5671)で苦情等のお申し出を受け付けております。

■紛争解決措置

東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター並びに山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能です。利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記コンプライアンス室/お客様相談室または上記の全国しんさん相談所等へお申し出ください。